

認知症の人の尊厳ある暮らしを守るのが私達の仕事です



日頃の介護の中に潜む不適切なケアが、虐待の因子になって、やがて知らない間にあなたも虐待をしているかもしれません。チームで不適切なケアを早いうちに取り除いて、利用者の尊厳を守る現場作りに努めましょう。

公益社団法人
日本認知症グループホーム協会

〒160-0015 東京都新宿区大京町 23-3 四谷オーキッドビル 8F
Tel: 03-5366-2157 Fax: 03-5366-2158 Mail: info@ghkyo.or.jp

認知症高齢者 虐待防止宣言

日本認知症グループホーム協会は、高齢者虐待防止法施行10年の節目に当たり、全国の認知症グループホーム（認知症対応型共同生活介護事業所）から虐待を完全に排除し、認知症高齢者の明るい生活の実現にさらに力を注ぐことを、ここに宣言します。

- 一、私たちは、日本国憲法で保障されている基本的人権の尊重をふまえ、また、2005年に制定された高齢者虐待防止法の趣旨に鑑み、ここに高齢者の人権を尊重する立場を明らかにします。
- 一、私たちは、認知症に苦しむ方々の人権を正しく擁護するとともに、あらゆる虐待行為（身体的・精神的・経済的・性的）やネグレクト（介護放棄）の一切を否定します。
- 一、私たちは、高齢者虐待防止法制定以来、遺憾ながら、認知症グループホーム内外に生じた諸問題を克服するとともに、家庭や地域社会に起こり得る虐待問題に関する正しい解決を希求します。
- 一、私たちは、安心・安全なグループホームの運営を再確認するとともに、認知症高齢者の人権尊重と虐待防止に全力で取り組むために、当協会の研修事業等をよりいっそう強力に推進します。

虐待は虐待防止法（H18年）により禁じられています

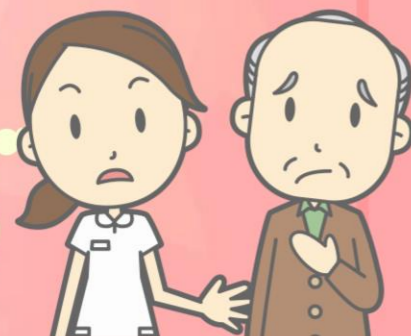
虐待とは	身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
	介護等放棄（ネグレクト）	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
性的虐待	心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
	経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

こんな行為が知らず知らずのうちに虐待につながります



- スタッフ同士でおしゃべりをして本人を無視していませんか？
- 座りっぱなしにさせていませんか？
- 食べこぼした衣服のまま、着替えずにいることはないですか？

● 何度も同じことを言う認知症の人に「さっき言いましたよ」と声を荒げていませんか？



- クリスマスの帽子などを勝手に被せていませんか？
- 食事や入浴、レクリエーションなどを無理強いしていませんか？

